慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦争と信用通貨並に財政（二）
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.6 (1918. 6) ,p.809(105)- 823(119)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180600-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中英國は銀の最大の需要者にして一は自國の銀貨鑄造の爲めに、二には印度、埃及及び聯合國政府の爲めに昨年に於ける買入高一億オンスに達せりと稱せらる。又南米諸國に於ける造幣用の需要も其の經濟界の般賑と共に增加し、米國亦昨年に於て三千萬オンスを需要したり。印度の銀需要は同國輸出貿易發展の爲め著しく增大し、一九一六年以來多額の輸入を見つゝありしが、昨年八月に至りて銀の自由輸入を禁止せられし以來、政府保有の紙幣發行準備たる銀貨の取付けを見、今日に於ては一方に紙幣の發行高は十一億留比を算し非常の增加を來せるに、他方銀準備は一九一五年の四億留比より一億餘留比に激減せるの狀態にして、一九一六年、七年に於て印度は二億四千萬留比の銀貨を鑄造せるに拘はらず、尙ほ銀準備は右の如き減退を示し印度の銀需要は今日世界に於て最も強烈のものとなり、今日の儘に放棄せんか兌換準備の基礎大に危くなるべし。

銀の造幣用としての需要かくの如く強大なりしかば、工藝用の需要は戰前より大に減退したり。然るに平時に於ては銀の浮動供給高六千萬オンス內外を算せるもの、今日にては浮動銀の供給絕無なるは勿論、全體に於て供給不足を告げ多少の產額增加の如き何等の影響なく、銀の需給は全く其日過しの狀態に在り。而して銀の造幣用としての需要は今後も衰ふることなかるべく、戰後と雖も恐らく十年間位は各國殊に金貨を回收し又は紙幣を極度に增發したる邦國が、通貨を整理する上に於て銀貨は重要なる働きを爲さゞるべからざるは豫想するに難からざる所にして、或る專門家の說に依れば戰後十年間位は造幣用としての銀の需要額は年二億オンスを下ちざるべしと。果して然らば銀の需要は當分減退することなかるべきか。

戰爭と信用通貨幷に財政（二）

堀江歸一

第三章　第三節　銀行の狀態

銀行の狀態の戰時に於て、特に興味ある事實に就ては多言を要せず。之を全體に就て云ふときは、英國幷に獨逸に於ける戰爭の實驗は銀行業なるものが生產力又は勤勞に眞實の素地を有するの事實を證明したり。獨逸の銀行が商工業上の企業に關係を結ぶの深きに過ぐるの點に就ては、戰爭の初期より批評を生じ、戰爭の久しきに亘るに隨ひ、制度崩壞の已むを得ざるに至るの說行はれたるが、更に一方の極端論者は英國に於ても、將た又獨逸に於ても國家が其信用を銀行の爲めに使用する以上は、銀行制度の永久に崩壞する恐なしとする者ありき。思ふに戰時に於て、銀行業に關する經濟上の理論が勝利を博したるは疑を容れず、即ち英國に舊來行はれたる各種の債務は銀行の帳簿上、之に對する債權を有せざる可からずと云ふ格言は軍事公債の數次に亘る發行幷に戰時の財源處理に關して其眞理なることを證明したり。銀行の關係する點より云ふときは、戰爭第三年に於ける顯著なる事相は千九百十七年一月十二日より二月二十六日に亘る大軍事公債の發行、銀行信用の繼續する膨脹、之に伴う銀行預金幷に支拂準備金の增加等にして以下是等の諸點に就て論ずる所ある可し。

一、英蘭銀行

千九百十六年八月二日に終る一週間と千九百十七年八月一日に終る一週間とに於ける英蘭銀行報告を比較するに重なる項目の異動左の如し

	一九一六年八月二日	一九一七年八月一日
紙幣流通高	三六、六五七、六二五磅	四〇、四七六、四一〇磅
發行部に於ける金貨金塊	五二、九一〇、一九五	四九、八四五、六五〇
營業部に於ける政府證書	四二、一八八、三六一	五〇、四三九、六六一
營業部に於ける其他證書	七五、六五七、一六六	一一〇、六五四、八五二
營業部に於ける證書合計	一一七、八四五、五二七	一六一、〇九四、五一三
政府預金	五一、〇〇九、九七九	四四、八一一、七三九
民間預金	八五、五一七、三九一	一二八、七四四、一九六
銀行振出手形	三一、九二四	一六、一六七
以上三口合計	一三六、五五九、二九四	一七三、五七二、一〇二
支拂準備金	三六、六七六、八〇九	三〇、四二九、五九三
準備金比率	二割七分	一割八分

上表に據れば千九百十六年八月より翌年八月に至る間に於て、（一）英蘭銀行紙幣流通高は三百八十一萬九千磅を增加し、（二）金貨準備は後年に於て三百七萬五千磅を減じ、（三）政府預金は稍や減少したるに對し、民間預金は英蘭銀行の新に行へる信用に基きて、四千三百二十二萬七千磅を增加し、（四）一月二月三月の間に於て政府證書、其他證書、政府預金、民間預金の四項に大なる變動を生じ、例へば政府證書は二月七日に於て二億一千二百三十九萬六千五百九十七磅に、其他證書は三月七日に於て一億九千六百二萬九千磅に、政府預金は三月七日に於て一億二千八十八萬九千四百六十二磅に、其他預金は二月七日に於て二億二千六百四十六萬九千九百十六磅に上れるが如く、何れも從來の記錄を破れり。是れ一月四日以來大藏省證劵の發賣を中止し、一方に新軍事公債拂込金の收納せらるゝまで、政府が英蘭銀行に就て借入金を爲し、政府が軍事公債拂込金を收納するに隨て之を拂出し、市中諸銀行が英蘭銀行に就て借入金を爲し、後に之を償還する等大なる金融上の取引行はれたる結果なりとす。

英蘭銀行は千九百十六年の初頭に於て、營業上の新例を開き、特別の約定の存せざる限り、三日以前の通知に依て引出さる可き條件の下に一定の利子を付して、諸銀行より貸出金を收受することゝし、始めは之を組合銀行のみに限りたり。英蘭銀行が右の利率を定むるや、金融業者は自然此以上の利率を以て、資金を他に融通することゝ爲るが故に、右の方法は英蘭銀行に金融市場を統轄する權能を與ふることの大なるものあり。千九百十六年の上半季に於ては、右の利率は四分乃至四分五厘に居れるが、七月中旬に入りて五分に上り、更に千九百十七年一月の第二週英蘭銀行は大藏省證劵の賣却を中止すると共に、蘇格蘭諸銀行幷に殖民地諸銀行よりも亦貸付金を收受することゝし、期間の長短に依り、利率を四分五厘乃至五分とし二月二十六日に至り、交換所組合諸銀行よりの貸付金に對する利率を四分五厘とし、他銀行よりの貸付金に對しては期間の長短に依り、四分乃至四分五厘とし、四月十七日英蘭銀行の公定利率が五分五厘より五分に低減せられたる際には、右特殊預金の利子には何等の變更加へられざりしが、六月十九日に至り、組合銀行に對する利率は四分に、他銀行に對する利率は三分五厘に低減せられ、斯く英蘭銀行の諸銀行の殘高に對して與ふる利子の歩合が英蘭銀行の公定歩合に代りて金融市場を左右するに至れり。

戰爭第三年に於ける英蘭銀行割引歩合の變更は二回を數へたり。即ち千九百十七年一月十八日割引歩合は六分より五分五厘に引下げられたり是れ紐育に於て西部諸州より早く資金を回收し又歐洲より繼續して金貨の流入するもの大なりし一方に、合衆國に於て英國公債二億五千萬弗の成立したる結果なり。本來前年七月十三日に於て割引歩合の六分に引上げられたるは紐育に

起れる金利歩合上進の勢に對して、倫敦市場の講じたる自衛手段を以て目せられ、其一時的のものたる可きは一般に豫想せられたるが、果して前記の引下を見たる次第なり。而して四月五日合衆國が聯合諸國に加はりて、戰爭に從ふことの決定したる日を以て、割引歩合は五分に引下げられたり。一方五月三日英蘭銀行と合衆國聯邦準備金銀行との間に左の如き約定の成立したる事實公表せられ、其將來に大なる價値を有するの故を以て、世間の注目を惹きたり。

英蘭銀行と紐育聯邦準備金銀行との間に關係を結ばしむるの約定は兩銀行當局者間の問題たりしが最近に至りて、交渉成立し、兩銀行は互に倫敦幷に紐育に於て、他方のコレスポンデントたることゝ爲れり。此計畫は兩銀行をして互に預金勘定を開きて爲替相場を確實に維持せしめ、又手形の買入に就て、互に他方を代表せしむるものにして、此以上に外國商業上の取引に干渉せしむるものに非ず。固より今後に於ては金貨金地金の取引を簡便にし、平時に於て兩國間に行はれたるが如く、金貨を現送して國際貸借を決濟するの手數を省略す可く、事變に臨んで爲替相場を壓迫せずして、金融上の處置を爲すを得べく、他の聯邦準備金銀行亦其好む所に依て、以上の協定に加入するを妨げられず。

次に千九百十三年八月六日以來一年を期間として、英蘭銀行の營業狀態を表示すれば左の如し。

發行部

發行高　政府證書　其他證書　金貨金塊

一九一三年八月六日	五五、九七〇、〇三〇磅	一一、〇一五、一〇〇磅	七、四三四、九〇〇磅	三七、五二〇、〇三〇磅
一九一四年七月二十二日	五七、〇一四、四一〇	一一、〇一五、一〇〇	七、四三四、九〇〇	三八、五六四、四一〇
一九一四年七月二十九日	五五、一二一、四〇五	一一、〇一五、一〇〇	七、四三四、九〇〇	三六、六七一、四〇五
同　八月五日	四四、四九一、〇七〇	一一、〇一五、一〇〇	七、四三四、九〇〇	二六、〇四一、〇七〇
一九一五年八月四日	七九、六五七、七七五	一一、〇一五、一〇〇	七、四三四、九〇〇	六一、二〇七、七七五
一九一六年八月二日	七一、三六〇、一九五	一一、〇一五、一〇〇	七、四三四、九〇〇	五二、九一〇、一九五
一九一七年八月一日	六八、二九五、六五〇	一一、〇一五、一〇〇	七、四三四、九〇〇	四九、八四五、六五〇
一九一四年七月二十二日に對する增加	一一、二八一、二四〇	—	—	一一、二八一、二四〇

營業部借方勘定

	資本金	積立金	政府預金	其他預金	七日拂其他手形	合計
一九一三年八月六日	一四、五五三、〇〇〇磅	三、五二二、四五七磅	九、三五〇、一二三磅	三九、八二二、八六五磅	一三、七三四磅	六七、二五二、一六九磅
一九一四年七月二十二日	一四、五五三、〇〇〇	三、四四六、四五三	一三、七三五、三九三	四二、一八五、二九七	一四、七九六	七三、九三四、九三九
同　七月二十九日	一四、五五三、〇〇〇	三、四九一、七五六	一二、七一三、二一七	五四、四一八、九〇八	一〇、九六九	八五、一八七、八五〇
同　八月五日	一四、五五三、〇〇〇	三、五四七、〇八三	一一、四九九、四五二	五六、七四九、六一〇	一〇、三二二	八六、三五九、四五七
一九一五年八月四日	一四、五五三、〇〇〇	三、四五〇、五六一	一四七、〇五八、六二一	八四、二二一、三三五	四一、〇八一	二四九、三二四、五九八
一九一六年八月二日	一四、五五三、〇〇〇	三、四一〇、〇四二	五一、〇〇九、九七九	八五、五一七、三九一	三一、九二四	一五四、五二二、三三六
一九一七年八月一日	一四、五五三、〇〇〇	三、三九九、〇〇四	四四、八一一、七三九	一二八、七四四、一九六	一六、一六七	一九一、五二四、一〇六
一九一四年七月二十二日に對する增加	— 減	四七、四四九	三一、〇七六、三四六	八六、五五八、八九九	一、三七一	一一七、五八九、一六七

營業部貸方勘定

	政府證書	其他證書	紙幣	金銀貨	合計
一九一三年八月六日	一三、七五六、五三九磅	二六、九八八、三六一磅	二六、〇一三、八六五磅	一、四九三、四〇四磅	六七、二五二、一六九磅

一九一四年七月二十二日	一一、〇〇五、一二六	三三、六三二、七六二	二七、六九七、一二〇	一、五九九、九三一	七三、九三四、九三九
同　七月二十九日	一一、〇〇五、一二六	四七、三〇七、五三〇	二五、四一五、〇五五	一、四六〇、一三九	八五、一八七、八五〇
同　八月五日	一一、〇四一、一五二	六五、三五一、七五六	八、三八五、六五〇	一、五八〇、九九九	八六、三五九、四五七
一九一五年八月四日	四六、八七四、一四六	一五五、二六四、七二七	四六、一七一、七四五	一、〇一三、九八〇	二四九、三二四、五九八
一九一六年八月二日	五三、一八八、三六一	七五、六五七、一六六	三四、七〇二、五七〇	一、九四七、二三九	一五四、五二二、三三六
一九一七年八月一日	五〇、四三九、六六一	一一〇、六五四、八五二	二七、八一九、二四〇	二、六一〇、三五三	一九一、五二四、一〇六
一九一四年七月二十二日に對する增加	三九、四三四、五三三	七七、〇二二、〇九〇	一三二、一二〇	一、〇一〇、四二三	一一七、五八九、一六七

開戰前即ち千九百十四年七月二十二日付の週報と千九百十七年八月一日付の週報とを比較して、重要なる相違を擧ぐれば左の如し。

一、紙幣流通高（發行高より營業部所在の紙幣を控除したる高）は一千一百十五萬九千百二十磅を增加したり。然も流通高の七割乃至七割五分は平時に於けると戰時に於けるとを問はず、市中諸銀行の金庫內に保藏せらるゝこと、一般金融界に於て信ぜらるゝ所なり。

二、英蘭銀行の所有する金貨金地金は營業部に於ける約一百萬磅の增加を除き、尙ほ一千一百二十八萬一千二百四十磅を增加したり。

三、政府預金は三千一百七萬六千三百四十六磅を、其他預金は八千六百五十五萬八千八百九十九磅を增加し、戰時三年間を通じて、預金の增額を一億一千七百六十三萬五千二百四十五磅に達せしめたり。

四、政府證書は三千九百四十三萬四千五百三十五磅を、其他證書は七千七百二萬二千九十磅を增加し、三年間に於ける證書の增加をして一億一千六百四十五萬六千六百二十五磅に上らしめたり。

五、英蘭銀行の支拂準備金は一百十三萬二千五百四十二磅を增加したれども、預金に對する比率より云ふときは、戰時三年間に於て五割二分より一割八分に低落したり。

六、七日拂手形其他の手形は一千三百七十一磅を增加したり。

前表に於て「證書」なる項目の金額に著しき增加を示せるは、英蘭銀行が戰爭の進行中、政府の要請に應じて、信用を擴張したる結果とす可く、同時に市中諸銀行の支拂準備金（手元幷に英蘭銀行に於ける現金）に大なる增加を來したる所以を理解するを得べし。蓋し英蘭銀行が信用を膨脹するや、同銀行に於ける市中銀行の殘高に振替へらるゝを常態とすればなり。

千九百十四年より戰爭第三年に至るまで、英蘭銀行公定利率の變動したる記錄を表示すれば左の如し。

變更期日	利率	繼續日數
一九一四年一月八日(木)	四分五厘	一四
同　同二十二日(木)	四	七
同　同二十九日(木)	三	一八二
同　七月三十日(木)	四	一
同　同三十一日(金)	八	一
同　八月一日(土)	一〇	五
同　同六日(木)	六	二
同　同八日(土)	五	七〇五
一九一六年七月十三日(木)	六	一八九
一九一七年一月十八日(木)	五五	七七
同　四月五日(木)	五	—

二、市中諸銀行

本項に於て市中諸銀行と稱するは、株式會社法の下に設立せられたる銀行のみならず、彼のベッケット商會、コックス商會の如き、英國に殘存する少數の個人銀行をも包容するものなり。而して千九百十六年より同十七年に至る銀行業の狀況を論述するには、先づ千九百十六年十二月末に於ける市中諸銀行の營業狀態と前年同期幷に千九百十三年十二月末の狀態とを比較するを便利なりとす。

一九一五年幷に一九一六年に於ける全英國諸銀行貸借對照表

借方	一九一五年六月	百分中	一九一五年	百分中	增減
	千磅		千磅		千磅
拂込濟資本金	七〇、六九七	四、一	七〇、六二三	四、八（＋）	七四
積立金	四三、五七八	二、六	四四、六四四	三、〇（－）	一、〇六六
計	一一四、二七五	六、七	一一五、二六七	七、八（－）	九九二
紙幣流通高	三四、八一四	二、〇	二七、七七三	一、九（＋）	七、〇四一
引受	七四、三三六	四、三	六五、八三一	四、四（＋）	八、五〇五
預金	一、四七八、八四〇	八六、六	一、二七一、七〇六	八五、五（＋）	二〇七、一三四
損益勘定	五、九〇七	、四	六、二〇一	、四（＋）	二九四
負債合計	一、七〇八、一七二	一〇〇、〇	一、四八六、七七八	一〇〇、〇（＋）	二二一、三九四
貸方					
手元並に英蘭銀行所在現金	三三七、二八五	一九、二	二二四、四二一	一五、一（＋）	一一二、八六四
當座並に短期通知資金	一二一、六八〇	七、〇	一〇一、五一〇	六、八（＋）	二〇、一七〇
放資	四三六、六六〇	二五、六	四四一、〇五二	二九、七（－）	四、三九二
割引手形	一七六、一五四	一〇、三	一二七、四〇一	八、六（＋）	四八、七五三
貸出	五三三、五一三	三一、九	四九八、二八五	三三、五（＋）	三五、二二八
引受	七四、三三六	四、三	六五、八三一	四、四（＋）	八、五〇五
銀行建物其他	二八、五四四	一、七	二八、二七八	一、九（＋）	二六六
資産合計	一、七〇八、一七二	一〇〇、〇	一、四八六、七七八	一〇〇、〇（＋）	二二一、三九四

一九一三年幷に一九一六年に於ける全英國諸銀行貸借對照表

借方	一九一三年	百分中	一九一六年	百分中	增減
	千磅		千磅		千磅
拂込濟資本金	七〇、六九七	四、一	七一、二〇二	五、六（－）	五〇五
積立金	四三、五七八	二、六	四六、六二一	三、七（－）	三、〇四三
計	一一四、二七五	六、七	一一七、八二三	九、三（－）	三、五四八
紙幣流通高	三四、八一四	二、〇	一五、九八一	一、二（＋）	一八、八三三
引受	七四、三三六	四、三	六三、四五八	五、〇（＋）	一〇、八七八
預金	一、四七八、八四〇	八六、六	一、〇七〇、六八一	八四、〇（＋）	四〇八、一五九
損益勘定	五、九〇七	、四	六、〇九四	、五（－）	一八七
負債合計	一、七〇八、一七二	一〇〇、〇	一、二七四、〇三七	一〇〇、〇（＋）	四三四、一三五
貸方					
手元並に英蘭銀行所在現金	三三七、二八五	一九、二	一五二、三〇八	一一、九（＋）	一八四、九七七
當座並に短期通知資金	一二一、六八〇	七、〇	一四五、六三二	一一、四（－）	二三、九五二
放資	四三六、六六〇	二五、六	二一〇、九三四	一六、六（＋）	二二五、七二六
割引手形	一七六、一五四	一〇、三	一六八、三九六	一三、二（＋）	七、七五八
貸出	五三三、五一三	三一、九	五〇五、七八〇	三九、七（＋）	二七、七三三
引受	七四、三三六	四、三	六三、四五八	五、〇（＋）	一〇、八七八
銀行建物其他	二八、五四四	一、七	二七、五二九	二、二（＋）	一、〇一五
資産合計	一、七〇八、一七二	一〇〇、〇	一、二七四、〇三七	一〇〇、〇（＋）	四三四、一三五

以下項を分ち上記數表を解剖し、且つ評論す可し。

(1)支拂準備金の增加

市中諸銀行は千九百十六年を通じて、所謂支拂準備金即ち貸借對照表に於て、手元幷に英蘭銀行所在現金として知らるゝ金額を增加すること一億一千三百萬磅に及べり。然らば諸銀行は如何にして此金額に斯く異常の增加を致すを得たるか。是れ攻究に値する重要問題なり。支拂準備金の合計額に就て、第一に考ふ可きは諸銀

行が英蘭銀行に有する所謂準備金は特に保管せらるゝに非ず、又特に法貨の形態に於て所有せらるゝに非ず、單に英蘭銀行の預金に屬する債務にして、其支拂に就き、他の預金に比較して、優先權を有せず、隨て「手元幷に英蘭銀行所在現金」として、市中諸銀行の貸借對照表に現はるゝものは銀行自身の金庫に於ける現金幷に英蘭銀行の帳簿に於ける信用の殘高に外ならず。

第二に注意す可きは、市中諸銀行の有する法貨の高と其英蘭銀行に於ける諸銀行の殘高とは諸銀行が後者を公にせざるを以て、之を知る能はず。甚だしきに至つては、手元現金、英蘭銀行に於ける殘高、當座短期通知資金を一括して計算する少數の小銀行あり。開戰前英蘭銀行に於ける諸銀行の殘高は平均二千萬磅より二千五百萬磅に至る間に在りと推測せられたるが、此金額は時に英蘭銀行營業部の支拂準備金を超過したるの事例少なしとせず。斯く市中諸銀行の所有する法貨の現在高は英蘭銀行に於ける殘高と分離して、計算するを得ざれども、戰時市中諸銀行の支拂準備金の增加したるは、要するに英蘭銀行に於て、諸銀行の有する殘高の增加したる結果にして、而して殘高に增加を來したる原因は何れに在りや左の數點は普通の場合に於て殘高增加の原因を以て、目せらるゝものなり。

（一）銀行の取引先が法貨を引出すよりも以上に預金を爲したること。平和狀態の下に於ては一年中の或る時期に一時斯る現象を生ずることあれども、千九百十六年中又は開戰以後の期間に於ては、預入以上の引出あれることを否定する能はず。即ち一般の物價騰貴し、又賃銀上進したる爲めに、多額の法貨を流通に付するを必要とし、市中銀行に就て、引續いて法貨を取付くるに至れるものなり。

（二）市中諸銀行は或は英蘭銀行に就て、法貨を取付け、或は以下三、四、五の諸項に述ぶる方法に依り、英蘭銀行に有する預金殘高を增加して、以て各自の支拂準備金を增加すること。此方法は戰時政府紙幣の發行が市中諸銀行の支拂準備金に及ぼしたる間接の影響に依て、之を說明するを得べし。蓋し市中諸銀行にして英蘭銀行に就て、政府紙幣を取付けんか、諸銀行の殘高は同額だけ減少す可し。若しも諸銀行にして斯く引出したる紙幣を金庫內に貯藏せんか、其支拂準備金引出の爲めに、減少するに至らずど雖も、諸銀行が紙幣を各自の取引先に向つて拂出すことゝ爲らんか、全體の支拂準備金は減少す可し、唯政府が英蘭銀行に就て紙幣の引出されたる爲めに生じたる信用に依賴するに至つて、右の勢を抑制するを得べし。換言すれば政府の支拂命令は多く市中銀行の取引先の手に入ると雖も、結局市中銀行の手に收められて諸銀行の英蘭銀行に於ける殘高に充てらるゝに至ればなり。

（三）英蘭銀行が手形仲買人其他の資金請求者に信用を與ふること。或る理由の下に、市中銀行が「手元幷に英蘭銀行所在現金」を增加せんと欲するときは、銀行は手形仲買人幷に市場に於ける他の債務者に就て、貸出金の一部分を回收す可く、斯くて後者をして英蘭銀行に就て、融通を仰ぐの已むを得ざるに至らしむ可し。此取引は英蘭銀行の帳簿に就て云へば、銀行業者の殘高を增加し、又貸出割引を增加せしむることゝ爲る可し。戰時市中諸銀行の支拂準備金は增加したりと雖も、此增加たる必ずしも千九百十三年十二月末と千九百十六年十二月末とを比較し、市中銀行幷に手形仲買業者の英蘭銀行に於ける借入金の增加したる結果とす可からす。千

九百十六年末の此種借入金が平和時代の年末に比較して、小額に止まれるは、千九百十三年十二月二十四日と同三十一日とに於ける增加一千六百二十萬磅、千九百十三年十二月十七日と同三十一日とに於ける增加二千五百十萬磅に對して、千九百十六年十二月二十日と同二十七日とに於ける增加百八十萬磅、千九百十六年十二月十三日と同二十七日とに於ける增加二百四十萬磅に過ぎざりしの事實を以て、之を類推するを得べし。而して市中諸銀行は千九百十七年一月十二日より同二十六日に至る間軍事公債拂込の爲めに、英蘭銀行に支拂を爲すの必要に接し、其或るものは英蘭銀行に就て一時融通を仰ぎたれども、其後政府の經費拂出の行はるゝと共に直に償還せられたり。

（四）英蘭銀行が一般の取引先に信用を與へ、取引先は借入金の全部又は一部を英蘭銀行に於ける勘定に移すこと。第三項に說明したるが如く、手形仲買業者が市中諸銀行の貸付金回收に接し、之に應ずる爲めに、英蘭銀行に融通を仰ぐは同銀行に於ける銀行の殘高を增加するに至らしむる信用發生幷に振替の一例證なるが、又他に英蘭銀行に就て、資金を借入れ、其振替に依て、市中諸銀行に向つて、借入金を決濟せんとする者あり。而して英蘭銀行が此種の資金融通を爲すや、同銀行營業報告には、「其他證書」「其他預金」の金額を增加するに至る可く、時に市中諸銀行が國庫勘定に振替を爲す場合には「其他證書」に於けると同額の增加の「其他預金」に生ずることなしと雖も、一般の原則としては「其他預金」に於ける大なる增加は英蘭銀行に於ける諸銀行殘高の增加に基くものと認む可し。

（五）市中諸銀行が英蘭銀行宛振出手形を同銀行に於ける諸銀行の勘定に振替ふること。是等の振出手形は英蘭銀行に於ける信用殘高又は同銀行の爲したる貸出金に宛てゝ振出さるゝものにして、市中諸銀行の權利たり、又は諸銀行の取引先の權利たる可き金額を代表す。戰爭中諸銀行は政府の軍事費支拂を代表する振出手形を英蘭銀行に拂込みたるが、是等の手形は始め市中諸銀行が自己又は取引先の公債應募金として又は租稅の徵集金として、國庫勘定に移したる金額に對して振出されたるが故に、特に英蘭銀行に於ける市中諸銀行の殘高に相對的增加を惹起さゞりき。然も政府の經費として拂出す金額は市中諸銀行が國庫勘定に拂込む金額よりも大にして、兩者の差は自ら開戰以來英蘭銀行に於ける市中諸銀行の殘高を增加する原因と爲りしことを疑はず。

（六）市中諸銀行が英蘭銀行を介して、政府に一時の貸出金を爲し政府は此貸出金を軍事上の支拂に供する一方に、市中諸銀行は貸借對照表に於て、之を「當座幷に短期通知資金」の項に加へず、「手元幷に英蘭銀行所在現金」の項に置きたること。政府の借入金にして、此種の形式に屬するものは、今回の戰爭前に於ては、絕無なりしが、千九百十六年に至り、下記四個の理由に依て實行せらるゝに至れり、（a）斯る方法にして實行せらるゝに非ざれば、千九百十六年中市中諸銀行の支拂準備金に一億一千三百萬磅を增加したる原因は之を說明する能はず。蓋し英蘭銀行に於ける「其他預金」は此期間に於て一千四百七十萬磅を增加したるに過ぎざりしを以てなり。固より支拂準備金の增加したる一原因は市中諸銀行の手元に政府紙幣の保有せられたる事實に存すと雖も、尙ほ一億一千三百萬磅の準備金增加に於て、此原因に基く增加は二千萬磅の上に出でざりしことを知らざる可から

ず。(b)國庫收入の報告に據るに、千九百十六年中國庫が一時借入金の形態にて借入れたる金額は英蘭銀行週報に於ける「政府證書」の增加額よりも大なりし事實あり。(c)千九百十六年來英蘭銀行は利子を定め、短期又は他の期間に於て、諸銀行の殘高を吸收したり。(d)英蘭銀行週報に於ける變動の意義を解釋するに慣れたる金融界の專門家は千九百十七年一月十二日より二月十六日に至る間五分利付軍事公債の發行に際して、英蘭銀行の週報に起れる變動に就て、觀察を下したり。例へば「エコノミスト」は千九百十七年五月十九日の特別銀行號に於て曰く英蘭銀行の週報は戰時同銀行が複雜なる仕事を行ふ爲めに、甚だ了解に困難なる點を生じ來れり。殊に英蘭銀行が他の銀行より資金を借入るゝ爲めに、此困難を大ならしめたり。往時に於ては英蘭銀行が資金を借入るゝや、證書幷に預金の兩項より、同額の減少を來したり。然るに今日斯る事あらんか、双方の項目に於ける金額の增加を生ず可しと。

之を要するに、戰時市中諸銀行の支拂準備金の大に增加したるは、英蘭銀行の信用膨脹、英蘭銀行に於ける市中諸銀行勘定に對する振替、政府の諸銀行遊金に對する借入金の拂出政府紙幣の形態に於ける市中諸銀行支拂準備金の增加諸銀行の膨脹せしめたる信用の政府利用等に基くものにして、斯る增加に就て、市中諸銀行の取引先が法貨を引出すよりも多く之を預入れたることに出づる作用は之を見る能はず、寧ろ公衆は物價賃銀に急速なる騰貴の行はるゝ結果、開戰以來法貨を吸入して已まざりき。千九百十四年中市中諸銀行の支拂準備金に六千九百三十萬磅を增加したるは、英蘭銀行の「其他預金」增加し、且つ政府紙幣の形態に於て、市中諸銀行の手元現金增加したるに歸す可く、千九百十五年に於ける二百八十萬磅の小なる增加は「其他預金」に於ける數百萬磅の減少に基き、又千九百十六年に於ける一億一千三百萬磅の增加は政府の銀行遊金に對して數次行ひたる借入幷に市中諸銀行に於ける手元現金の增加に依るものなり。

獨逸兼營銀行論（中）

（獨逸兼營銀行の銀行經濟的經營關係の解剖）

大矢知昇

五

不斷的發展を爲しつつある獨逸經濟生活に順應して、進步する獨逸兼營銀行の本體を、把握し、國民經濟的見地より、これの功罪を批判せんとするには、該銀行の銀行經濟的實在の認識(Erkenntnis der bankwirtschaftlichen Wirklichkeit)を其出發點と爲さざるを得ない、而して此認識に至らんとするには、經驗的銀行科學的研究なる手段に倚恃するの要がある、蓋し、抽象的研究は經驗的銀行科學的研究（empirische bankwissenschaftliche Forschung)を基礎と爲す時に初めて、其確實と妥當とを認識せらるゝからである。かの包括的研究を以つて銀行論の最高科學的目的なりと喝破し、此意味に於いて、從來の獨逸兼營銀行論は non Multum, sed Malta なりと、罵りし、ボーゼニックすら、其著『新獨逸兼營銀行論』の第一卷に於いては專ら經驗的、研究方法に依倚したるが如きも亦明らかに此間の消息を語るものである。經驗的研究の對象たる兼營銀行は、獨逸に於ける、すべての兼營銀行